

# 四街道市営霊園条例（平成13年条例第1号） の改正の概要について

平成25年12月

## 1 改正の趣旨

合葬式墓地について、新たな関連施設である\*「合同墓」の整備に伴い、その管理運営に関する事項について定めるため、条例を改正するものです。

市営霊園一般墓地（以下「一般墓地」という。）については、全て使用許可済みとなったことから、今後は返還を受けた墓地について使用者の公募を行うため、公募に関する規定の整備を行うほか、その他所要の規定の整備を行うものです。

### \*「合同墓」について

四街道市営霊園では、少子高齢化や核家族化に伴い、墓地の承継や管理が困難となる方の増加等の社会問題を背景として、新たな墓地ニーズに対応するため、承継者のいない方でも安心して利用できる集合型墓地として「合葬式墓地」の整備に着手しました。

平成23年10月には、骨壺に納められた遺骨を、ロッカー型の「納骨壇」に20年間（最長で30年間）埋蔵する施設として「納骨棟」を整備し供用を開始しました。

今般、納骨棟に隣接して新たに整備した「合同墓」は、「納骨棟」での埋蔵期間経過後、遺骨を骨壺から専用の納骨袋に1体ごとに移し替え、他の遺骨と合わせ地中に設けられた空間に永年埋蔵する施設であり、約4,000体の遺骨を合葬することが可能な施設です。

「合同墓」は上記のとおり、納骨棟からの改葬（遺骨の移動）をはじめ、市営霊園内に既に墓地をお持ちの方で、将来の承継や管理が困難なため墓地を返還する場合の改葬や、市営霊園以外の墓地からの改葬の受入れも可能な施設として整備するものです。

## 2 主な改正の内容

### ① 一般墓地使用者の資格（第8条関係）

一般墓地の使用者の資格について、一般墓地の使用者の公募に対応した規定へ見直しを行うもの。

【一般墓地使用者の資格については以下のとおり】

(ア) 申請の日前、引き続き1年以上市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者であって、①及び②の要件を備えているもの

①埋蔵する遺骨（分骨を除く）に係る祭りを主宰する者

②現に一般墓地又は合葬式墓地の使用許可を受けていない者

(イ) 市の実施する公共事業の施行に伴い改葬を必要とする者

※ この場合の「遺骨」はこれまで墓地又は納骨堂に埋葬又は収蔵されたことがないものであって、改葬による場合は含まれません。

### ② 一般墓地の公募

一般墓地の使用者について、原則として公募を行う旨を定めるもの。

### ③ 一般墓地の使用予定者の決定

一般墓地の使用者の公募を行う場合の、使用予定者の決定方法について定めるもの。

(ア) 申込者の数が公募者の数を超えるときは、抽選により使用予定者を決定します。

(イ) 申込者の数が公募者の数を超えないとき、又は公募をしない場合は、申込者を使用予定者とします。

#### ④ 遺骨の埋蔵方法

新たに、「合同墓」を整備したことから、合葬式墓地への遺骨の埋蔵方法について規定するもの。

合葬式墓地への遺骨の埋蔵方法については、「通常合葬」及び「直接合葬」の2つの方法とするもの。

- (1) 「通常合葬」とは、「納骨棟」内の「納骨壇」へ遺骨を骨壺に納めた状態で埋蔵した後、一定期間経過後に骨壺から専用の納骨袋に1体ごとに移し替え、他の遺骨と合わせ「合同墓」へ埋蔵する方法です。
- (2) 「直接合葬」とは、「納骨棟」内の「納骨壇」への埋蔵を行わず、直接遺骨を骨壺から専用の納骨袋に1体ごとに移し替え、他の遺骨と合わせ「合同墓」へ埋蔵する方法です。

#### ⑤ 「通常合葬」による合葬式墓地使用者の資格（第30条関係）

「通常合葬」による場合の、合葬式墓地の使用者として必要な資格について規定するもの。

【「通常合葬」による合葬式墓地使用者の資格については原則として以下のとおり】

申請の日前、引き続き2年以上市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者で、各区分ごとに掲げる要件を備えているもの

- (1) 遺骨を所持している者
  - ア、当該遺骨に係る祭しの主宰者
  - イ、現に一般墓地及び通常合葬による合葬式墓地の許可を受けていない者
  - ウ、使用許可を受けようとする者と申請に係る遺骨が一定の身分関係にあること。

※ この場合の「遺骨」はこれまで墓地又は納骨堂に埋葬又は収蔵されたことがないものであって、改葬による場合は含まれません。

- (2) 遺骨を所持していない者（1体用の納骨壇の利用に限ります。）
- ア、自己の利用を目的とする、65歳以上の単身世帯者
  - イ、現に市営霊園一般墓地及び通常合葬による合葬式墓地の許可を受けていない者

#### ⑥ 「直接合葬」による合葬式墓地使用者の資格

「直接合葬」による場合の、合葬式墓地の使用者として必要な資格について規定するもの。

【「直接合葬」による合葬式墓地使用者の資格については原則として以下のとおり】

次のいずれかに該当する者

- (1) 申請の日前、引き続き2年以上市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げる要件を備えている者

(ア) 遺骨を所持している者

- ア、当該遺骨に係る祭しの主宰者
- イ、現に一般墓地の許可を受けていない者

※ この場合の「遺骨」は、他の墓地又は納骨堂からの改葬による場合を含むものとし、また、埋蔵できる体数に制限を設けないものとし、

※ この場合は、使用許可を受けようとする者と申請に係る遺骨が一定の身分関係にあることを必要としません。

(イ) 遺骨を所持していない者

- ア、自己の利用を目的とする、65歳以上の者
- イ、現に一般墓地の許可を受けていない者

- (2) 亡くなった際市民であった方の遺骨を埋蔵しようとする者

(ア) 当該遺骨に係る祭しの主宰者

(イ) 現に一般墓地の許可を受けていない者

※ この場合は、使用許可を受けようとする者と申請に係る遺骨が一定の身分関係にあることを必要としません。

### ⑦合葬式墓地の使用許可の特例

一般墓地を返還し、合葬式墓地へ改葬する者に対する特例措置について規定するもの。

一般墓地を返還し、合葬式墓地へ改葬する者に対しては、条例に定める下記のアからオまでにに関する規定にかかわらず、特例的に使用の許可を認めるもの。

- ア、通常合葬による場合の使用者の資格
- イ、直接合葬による場合の使用者の資格
- ウ、合葬式墓地の公募方法
- エ、合葬式墓地の使用予定者の決定方法
- オ、合葬式墓地の使用許可の手続き

### ⑩遺骨の返還等 (第 37 条関係)

納骨棟内の納骨壇に埋蔵された遺骨については、原則として返還しません。ただし、唯一返還の申出ができる者として、合葬式墓地の使用者が規定されていますが、更に加えて「使用者の祭しの承継者」を、返還の申出が出来る者として追加するもの。

## 3 今後のスケジュールについて

平成 25 年

12月中旬 パブリックコメント実施

平成 26 年

1月中旬 パブリックコメントで提出された意見の集約及び反映

2月上旬 平成 26 年第 1 回定例会に議案として提出(予定)

規則で定める日に改正条例を施行